

尾道市立図書館 団体貸出利用の手引き（一般用）

1. 団体登録について

- ① 初めての団体登録のさいには「尾道市立図書館団体貸出に伴う団体証明一般用」を提出して下さい。
 - ・ 団体登録の要件は、
 1. 5名以上のメンバーを有していること
 2. その活動拠点が尾道市内であること
 3. 代表者が尾道市民、又は尾道市内の学校に在学、又は尾道市内の事業所に勤務していること上記の3点を満たしている場合に限りです。
※ただし、館長が認める場合はこの限りではありません。
- ② 登録用紙に、必要事項を記入し、登録貸出館へ提出してください。
 - ・ 代表者欄は、督促などで急ぎの場合に連絡を取ることがありますので、連絡のつきやすい電話番号を記入して下さい。
 - ・ お名前には必ずフリガナを記入してください。
- ③ 団体登録は、年度ごとに更新手続きをおこなっていただきます。
4月ごろに団体登録用紙をお送りいたします。

2. 利用について

- ① 貸出期間は1ヶ月間、貸出冊数は50冊以内です。
 - ・ 貸出図書の管理は、団体で責任を持っておこなってください。
 - ・ 雑誌・視聴覚資料・附録CD、DVDは団体貸出できません。
 - ・ 貸出図書は、団体内のみでご利用ください。
- ② 尾道市内の図書館の所蔵している大型絵本、大型紙芝居の貸出サービスをおこなっています。
 - ・ おはなし会開催予定がある場合のみ貸出をいたします。
 - ・ ご予約の開始は一ヶ月前から、貸出期間は1週間とします。
 - ・ ご希望の場合はカウンターでご相談下さい。お電話での予約は承っておりません。
- ③ 図書の返却は、原則として一括して貸出館に返却してください。
 - ・ 貸出時に貸出リストをお渡ししますので、返される前には必ずリストにて書名のチェックをおこなってからお持ちください。
 - ・ 返却ポスト・移動図書館車、および貸出館以外での返却は、ご遠慮ください。

3. 図書を破損・紛失した場合、または図書が不明になった場合

- ① まずは貸出館へ詳細をお知らせ下さい。弁償についてのご案内をいたします。
- ② 原則として、同じ図書にて弁償していただきます。
書店にて取り寄せて現物をお持ちいただきます。（現金による弁償はおこなっていません。）
- ③ 絶版などで同一図書が手に入らない場合は、同等の金額・内容のものを指定させて

いただき、代替いたします。

- 団体貸出は多くの資料を一度に貸し出すので、団体のうちの誰が、どの資料を読んで破損・汚損・紛失したかを特定することが困難な場合があります。その場合でも団体としての弁償をお願いすることになりますので、あらかじめ、弁償に対応する一定のルールづくりをおこなっておくことをおすすめします。

4. 貸出期限切れの図書について

- ① 期限の過ぎた図書は、速やかにお返してください。
 - 長期未返却の状態が続くと、資料の所在の追跡が難しくなり弁償につながる場合があります。貸出資料は期限内にお返してください。
- ② 督促資料がある場合は、貸出停止になりますのでご注意ください。

尾道市立中央図書館

〒722-0043 尾道市東久保町4-1

Tel (0848) 37-4946

Fax (0848) 37-0870

尾道市立みつぎ子ども図書館

〒722-0342 尾道市御調町大田33番地

Tel (0848) 76-3111

Fax (0848) 76-3111

尾道市立因島図書館

〒722-2323 尾道市因島土生町100-4

Tel (0845) 22-8660

Fax (0845) 22-5693

尾道市立瀬戸田図書館

〒722-2411 尾道市瀬戸田町瀬戸田535-1

Tel (0845) 27-1877

Fax (0845) 27-2273

尾道市立向島子ども図書館

〒722-0073 尾道市向島町5531-1

Tel (0848) 44-0114

Fax (0848) 45-2788